省　令

○法務省令第十九号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第一条　登記事務委任規則の一部を改正する省令（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「柴田」の下に「、新川」を加える。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二　仙台法務局塩竈支局管内宮城県多賀城市中野に属する地域内の登記事務は、仙台法務局で取り扱わせる。

2　仙台法務局管内宮城県仙台市宮城野区町前一丁目及び宮内一丁目に属する地域内の登記事務は、仙台法務局塩竈支局で取り扱わせる。

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二項を削る。

第三条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第三十五条の二を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　平成二十五年八月二十日

二　第三条の規定　平成二十五年八月二十一日